

ホッブズの抵抗権批判

—事実 de facto に基づく義務の理論—

矢島 信

本研究の目的は、トマス・ホッブズ(Thomas Hobbes, 1588～1679)の国家論にみられる抵抗論を考察することにある。本稿では、ホッブズの3つの政治論『法の原理』(*The Elements of Law, Natural and Politic*, 1640)、『市民論』(*De Cive*, 1642)、『リヴァイアサン』(*Leviathan*, 1651)で確認される抵抗論の論理展開を比較検討しながら、ホッブズの「抵抗の権利」は脱政治的な諸個人の私的な動機に基づく抵抗権であり、この抵抗権が de facto の権力を擁護するための一理論であることを提示してみたい。

ホッブズの『リヴァイアサン』では国家設立の際に、人民が自然状態で有する自然権の一部分である「抵抗の権利」は、放棄されえないという記述が確認される。この「抵抗の権利」は、国家内での人民が保持する自由、すなわち「臣民の自由」と結びつき政治的権利としての抵抗権ではなく、国法により自己保存が害されるという事実可依拠する限り抵抗を認めるという、脱政治的な性格を有する。「臣民の自由」には、主権者の法が黙過する領域における自由という規定と、自己防衛の自由——主権者による自殺を強要する命令に服従しない自由、生活必需品の使用を禁じる命令に服従しない自由、自白拒否の自由、兵役拒否の自由、訴訟を起こす自由——という2つの仕方規定している。この2つの規定を含む「臣民の自由」には、臣民の自己保存が主権者の命令により害される時には、服従を拒否できる権利＝「臣民の自由」を有しているのである。主権者の命令である国法の及ぶ範囲も限界があり、その限界とは臣民の自己保存の侵害である。臣民は、あくまでも自己の身体と生命が害されるという私的なかつ個人的な理由により抵抗が可能なのである。そのために、政治的な抵抗でもなく、政治的義務によって行う抵抗行為でもない。ホッブズの抵抗権は、ヨーロッパ思想史に伝統的に存在するモナルコマキを例とするような、主権者を優越する道徳規範を根拠に、既存の国家を破壊し新しい国家を樹立するためのものではなく、あくまでも脱政治的であり個人と国家の関係を背景におかれるものである。

政治的な抵抗権理論を批判するために、脱政治的でありかつ臣民諸個人の私的な動機——自己保存の危機——に基づく抵抗を提示したのだと思われる。彼の平和と秩序の維持という目的を有した政治論にとって、モナルコマキのように国法を超越し主権者への抵抗を政治的に正当化する抵抗権思想は、その目的のために排撃しなくてはならないものであった。

ホッブズの以上のような性格を有する抵抗論は、国家の「保護と服従の相互関係」、言い換えれば、事実 (de facto) に基づく義務の理論を提示するための一理論であると筆者は考えている。この点の考察は、伝統的なイングランドの統治形態である君主政と貴族院を廃して、新たに内乱の勝利者である共和国新政府の権力の正当化とイングランド人民の合理的な服従を獲得するためにおこなわれたエンゲイジメント論争を背景に行う。この論争でホッブズは de facto の権力を擁護するが、その真意は抵抗権思想の基盤となる de jure の理論を批判するためであったと思われる。この論争で、ホッブズが de facto の理論を主張するのは、de jure の理論と対抗するためである。

抵抗権を封鎖し批判するための処方箋は、『リヴァイアサン』の脱政治的な抵抗権の提示だけではない。国家における「保護と服従の相互関係」もまた抵抗権の封鎖を説く一理論である。ホッブズは、抵抗をせずに安全と保護のあるところで服従せよ、という事実の問題から人民の服従と義務を説くのである。ホッブズは国家の破壊へつながる抵抗権を批判し、de facto の権力を肯定する。「保護と服従の相互関係」を要諦とするホッブズの国家像は、抵抗権発動の根拠を有する国家像への批判でもあり、代案でもあった。ホッブズによる抵抗権の批判は、良心や神に対する義務ではなく、「服従の目的は保護にある」という支配の原則とともに、事実上 (de facto) の権力への服従を説くための一理論なのである。